

公益財団法人香川県下水道公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県下水道公社（以下「公社」という。）定款第16条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わないものをいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として、月額報酬及び期末報酬を支給する。

- 2 職員を兼務する常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて職員給与として支給することができる。
- 3 非常勤監事のうち、特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者には、職務執行の対価として、謝礼金を支払う。ただし、法令に基づき謝礼金から控除すべき金額がある場合には、その謝礼金の金額からその控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員には、その職務のための会議等に参加したときは、職務執行の対価として、謝礼金を支払う。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である非常勤役員及び評議員には支払わない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に支給する月額報酬は、別表第1「常勤役員に支給する報酬月額」のとおりとし、その報酬額は、その職務等を勘案して、理事会の決議により定めるものとする。

- 2 常勤役員に支給する期末報酬は、別表第2「常勤役員に支給する期末報酬の額」のとおりとし、その報酬額は、その職務等を勘案して、理事会の決議により定めるものとする。
- 3 前条第3項の非常勤監事に支払う謝礼金の額は、別表第3「非常勤監事に支払う謝礼金の額」のとおりとする。

4 前条第4項の非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額は、別表第4「非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額」のとおりとする。

(他の団体からの派遣役員の取扱い)

第5条 前条の規定にかかわらず、他の団体（以下「派遣元」という。）から公社に派遣され、公社の常勤役員に就任することとなった者の報酬額は、公社と派遣元との間において締結した協定によるものとする。

(費用の支払)

第6条 公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用（通勤手当を除く。）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項に定める費用のうち、交通費及び旅費（宿泊費を含む。）の額は、公益財団法人香川県下水道公社職員の旅費に関する規程に定める公社職員の例に準ずる。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算及び支給方法は公益財団法人香川県下水道公社職員の給与及び退職手当に関する規程（以下「給与規程」という。）に定める公社職員の例に準ずる。

(報酬の支給方法)

第7条 第3条第1項に定める月額報酬及び期末報酬の支給方法は、給与規程に定める公社職員の例に準ずる。

(退職手当)

第8条 役員及び評議員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、この法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、財団法人香川県下水道公社職員の給与等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員に支給する報酬月額（第4条第1項関係）

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	50万円までの範囲内
常 務 理 事	40万円までの範囲内

別表第2 常勤役員に支給する期末報酬の額（第4条第2項関係）

区 分	期 末 報 酬 の 額
6月の期末報酬	次の算式により算出される額までの範囲内 報酬月額×2.25か月分
12月の期末報酬	次の算式により算出される額までの範囲内 報酬月額×2.25か月分

別表第3 非常勤監事に支払う謝礼金の額（第4条第3項関係）

区 分	謝礼金の額	適 用
監 事	10万円/年	特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者

別表第4 非常勤役員及び評議員に支払う謝礼金の額（第4条第4項関係）

区 分	謝礼金の額	職務の内容	適 用
理 事 監 事 評 議 員	10,000円/日	職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した時	国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職でない者